

## 最高裁、パテントリンケージを却下

インド Bayer (Bayer Corporation and Bayer Polychem) 社とインド薬品監督総監 (DGCI) 間で続行中であったパテントリンケージ訴訟がついに最高裁判所で決着に至った。2010年12月1日、最高裁は Bayer の申し立てを却下したデリー高裁の判決を支持した。Bayer 社は、自社が特許を保有する薬品のジェネリック版を製造する CIPLA に DGCI が販売許可命令を出したことに對して異議を申し立てていた。

パテントリンケージとは、国家の医薬品規制当局がジェネリック医薬品メーカーによる特許医薬品の取引販売の承認を拒否する制度のことをいう。このパテントリンケージのせいで、安価で入手しやすいジェネリック医薬品の市場参入が遅れている。

Bayer 社はデリー高裁に訴状を提出して、Bayer 社の特許医薬品ジェネリック版の取引販売を Cipla 社に許可したインド薬品監督総監 (DGCI) の決定に對して異議を申し立てた。この訴状は、2010年にデリー高裁で却下された。高裁は、インドの特許制度と医薬品規制制度との間には明確な違いがあり、特許医薬品ジェネリック版に販売許可を出すことはインド国内法に完全に準拠するものであるという事実に基づき裁定を下した。

最高裁は Bayer 社の提出した特別許可申請を却下し、DGCI による特許医薬品ジェネリック版の販売許可に異議を申し立てた Bayer の申請を却下する高裁の決定を追認した。A Alam 判事および RM Lodha 判事らによる裁判官団の裁定によると、DGCI に特許医薬品ジェネリック版の販売許可を与える権限がないというのは不適切である。さらに最高裁は、Bayer 社が求める差止命令は、デリー高裁における特許法に基づく侵害訴訟で決定されるべきだという見解を述べた。

## EPO、本質的に生物学的な方法の特許を拒絶

EPO 拡大審判部は、本質的に生物学的な方法に関する特許を否認することで、G 2/07 と G 1/08 の2つの事件の裁決を公表した。この裁決は、上記方法を特許保護の対象から除外する、欧州特許条約 (EPC) 内の「植物 (または動物) の生産の本質的に生物学的な方法」という文言の解釈に基づくものである。

G 2/07 事件では、Plant Bioscience 社が提出した特許第 EP 1 069 819 号が Syngenta Participations AG (バーゼル/スイス) および Groupe Limagrain Holding (シャップ/フラン

ス) から異議申し立てを受けた。同特許は、癌抑制効果を持つとされるあるブロッコリー種の栽培方法に関わる。請求された方法では、特定の交配種を選択するために分子マーカが利用された。このことは最近の栽培方法ではルーチンの工程だとみなされた。もう一方の事件 G 1/08 では、イスラエル農業省が提出した特許第 EP 1 211 926 号が Unilever N.V. (ロッテルダム/オランダ) から異議を申し立てられた。同特許は、産業上処理し易い低含水量のトマトの栽培方法に関する。この種のトマトは「皺入りトマト」と呼ばれている。交配方法には、通常の熟成時点を超えて果実をつるに残しておく工程が含まれる。さらに、完熟果肉の保持と果実皮の皺によって低減される果実の含水量を決定する選別工程も含まれた。

欧州特許庁 (EPO) が下した査定は、EPO 審判部で異議を申し立てられた。拡大審判部は追加レベルの裁判権を有するものではない。しかしながら、審判部の決定が統一しない、あるいは重要な法的問題の解釈に疑義が生じた場合に限っては、拡大審判部が介入する。拡大審判部の主要な機能は、EPC に基づく特許法が均等に適用され、重要な法的問題が正しく解釈されるように確保することである。

**EPO の拡大審判部に付託された質問を以下に述べる。**

1. 「植物を交配しかつ選別する工程を含む非微生物学的な植物の製造方法は、これらのステップが、人の介入なしに自然に生じ得る現象を示し、かつ対応している場合にのみ、EPC53 条 (b) の除外に該当するのか？」
2. 質問 1 が否定的な回答の場合、植物を交配し選別する工程からなる非微生物学的な植物の製造方法は、技術的な性質の付加的特徴を、交配および選別の複数の工程のいずれかのもので含むという理由だけで、EPC53 条 (b) の除外から除かれるのか？」
3. 質問 2 が否定的な回答の場合、EPC53 条 (b) の特許保護の対象から除かれている非微生物学的な植物の生産方法と、除かれない方法とを区別するための関連する基準は何であるか？特に、請求された発明の本質がどこにあるのか、および/または技術的な性質の付加的特徴が、請求された発明に通常の水準を超えて何らかの貢献をするのか否かが、関連するのか？」

拡大審判部の意見は以下のとおりである。

1. 植物の全ゲノムの有性交配、およびその後の植物の選別を含み、またはからなる非微生物学的な植物の生産方法は、原則として、EPC53 条 (b) の「本質的に生物学的な」ものとして特許の対象から除かれる。

2. 交配および選別のさらなる工程、または複数の工程のうちのいずれかの部分として、全ゲノムを有性交配させ、その後植物を選別する工程の実行を可能にし、または実行を助ける役目を果たす技術的性質の工程を含むので、このような方法は EPC53 条 (b) の例外を回避できない。

3. しかしながら、このような方法が、有性交配および選別の工程の中に技術的性質の追加的な工程を含むものである場合、すなわち、工程自身が、生産された植物のゲノムに形質を導入し、または形質を転換するものである結果、その形質の導入または転換が有性交配のために選ばれた植物遺伝子を混合する結果とならない場合、その方法は EPC53 条 (b) の特許の対象から除外されない。

4. このような方法が EPC53 条 (b) の「本質的には生物学的」なものとして特許の対象から除外されるか否かという審査の状況においては、技術的性質の工程が新規の手段かまたは公知の手段か、公知のプロセスの通常の変更かまたは根本的な変更か、自然に生じるものかまたは生じ得るものか、発明の本質がその中にあるのか否かは、直接関連しない。

## 強制実施権の開始

多々語られてきた強制実施権の問題が再度ニュース種となっている。インドの製薬会社 Natco 社は米製薬メーカー Pfizer 社に対して、同社 HIV 治療薬のコピー薬をインドで製造販売する Natco への任意実施権の許諾を求める通知を送った。Natco は、商品名セルセントリとして販売されている Pfizer 社製 HIV 治療薬マラヴィロックに関して、1 月の投薬にかかるコスト約 65,000 ルピーはインドの一般国民には手が届かない額であると指摘した。そして、Pfizer 社製薬のコピー薬であれば、HIV 患者が入手可能な 1 月 15,000 ルピーで製造できると述べた。

任意実施権の要請は強制実施権に向けた最初のステップとなる。Pfizer が Natco の任意実施権の要求を拒否した場合、Natco は 1970 年特許法第 84 条に基づく強制実施権をインド特許商標監督総監に申請し、Pfizer 社製薬品の廉価版を製造販売する選択肢を有することになる。

強制実施権とは、特定の状況下で特許医薬品の廉価版を合法的に製造販売する許可を人（自然人または法人）に与える事象を指す。強制実施権の条項を扱ったインド特許法第 84 条には以下のようにある。

「特許付与日から3年の期間の満了後はいつでも、如何なる利害関係人も次のいずれかの理由により、強制実施権の許諾を求める申請を長官に対して行うことができる。すなわち、

(a) 特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと、または

(b) 特許発明が適正に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと、または

(c) 特許発明がインド領域内で実施されていないこと」

Pfizer 社は 2007 年 1 月にマラヴィロックの特許を付与されたため、特許付与日から 3 年間が経過していることになり、この場合、強制実施権に関する条項を援用することができる。

強制実施権の条項はインド特許法に存在するものの、稀にしか援用されてこなかった。4 年前、Natco は Pfizer の癌治療薬に関して強制実施権を求めていたが、失敗に終わった。したがって今回、強制実施権が発行されるとすれば、画期的な裁定であり、この特許法の条項の適用に今後新たな傾向を定めることになろう。

## オレオのコピー？

米国に基盤を置く Kraft Foods 社が自社の看板商品オレオクッキーの商標を侵害したとして訴えたことで、Britannia は再びトラブルに巻き込まれている。Nusli Wadia 氏所有の Britannia 社が仏食品会社大手の Danone 社と商標「TIGER」を巡って法廷闘争を繰り広げてからまだ間もない。

Kraft Foods は、Britannia が最近新発売した「トリート-O」ビスケットが Kraft 社の有名な「オレオ」クッキーの知的財産権を侵害しているとしてデリー高裁に告訴した。Kraft 社曰く、「トリート-O」という名称は、大衆が「オレオ」クッキーを想起するように「O」という文字を強調しており、商標の詐称通用のケースに当たるといふ。さらに Kraft Foods は、Britannia が「オレオ」クッキーの内側輪と花型を模した特別なデザインのエッチングをコピーしていると指摘した。Britannia の当該商品の製造、販売、取引、または宣伝を制限する差止命令が Kraft 社によって要求された。

2011 年 1 月 25 日、デリー高裁は 1 ヶ月以内に訴状に回答するように Britannia 側に要請し、反論の日付を 2011 年 4 月 28 日と定めた。

## リーボック模造品の手入れ

国際ブランド模造品の販売に関する靴と衣料の大手メーカー Reebok 社の申し立てに応じて、デリー高裁は Radha Watch 社に対し捜査令状発行の手続きを行った。

Reebok は高裁で、複製品の時計は低品質であり、極めて低価格で販売されており、Reebok ブランドの評定ある信頼を汚すものであると訴えた。Bhatt 判事は、複製品の手入れと押収を Reebok に命じた。Reebok はラージパト・ラーイ・マーケットの Radha Watch 社の施設に手入れを行い、219 個の複製品時計を発見した。法廷の指示で、警察署長 Gitanjali Ojha はすべての複製品を押収し、裁判所に詳細を報告した。

現在、関係者は同法廷で調停による和解の機会を求めており、その請願が許可された。

## ヒメウミガメ 1-タタ 0

デリー高裁は、国際環境 NGO の Greenpeace に対して、Tata 社のダムラ港湾プロジェクト反対運動の一環として Greenpeace が発売したオンラインゲーム「TURTLE 対 TATA」における TATA のロゴの使用による商標侵害と名誉棄損を理由に TATA が行った同製品の一時差止命令申請を却下した。

TATA のダムラ港湾プロジェクトは、ヒメウミガメやクロコダイルなどの絶滅危惧種が生息するビタルカニカ国立公園やガヒルマタ海岸保護区に近接する。Greenpeace は、オリッサ州ダムラ民間港湾開発によりヒメウミガメが危機に瀕していることに関心を向けようと、このオンラインゲームを発売した。ゲームでは、Tata の社章を身体に型押しした球状の生き物が、必死に逃げようともがく無力なカメをつかまえようとする。TATA はそのマークの使用は「反証的かつ誹毀的である」と主張した。

S Ravindra Bhat 判事は TATA の主張に合意せず、一時差止命令申請を却下した。高裁の見解では、批判的意見の対象、あるいはさらには攻撃の対象としての商標の使用は、必ずしも結果的に侵害とはならない。言論の自由を認める重要性を根拠に、同裁判所は以下のように述べた。

「・・・本法廷は、全世界にわたり、言論の自由、および言論の自由があまねく国民に関係する問題についての大衆の討論や議論に及ぼす触媒的で有益な効果に大きな価値を置く。被告が取り組もうとしている問題もまた社会的関心事の 1 つである。さらに、民主主義において、言論は戯画化、風刺、模倣的パロディ、その他の機智の表出といった形式を含み得るため、本法廷は被告が選択した（表現の）媒体に価値判断を下すことはできない。被告は、ダムラ港湾プロジェクトの批判に、および原告がそのプロジェクトに関与していることに真実が潜んでいると、立証できるかもしれないし、できないかもしれない。しかしながら、現段階では、記録にある資料では、唯一の例外—裁判中にそれ以外の方法では立証不能な偽造に基づく文書誹毀罪—が本件に適用されることが明らかではない。したがって、裁判所は、差止命令を許可すれば、港湾プロジェクトがヒメウミガメ生息地に及ぼす影響についての大衆の議論を凍結させてしまうであろうと考える。率直に言えば、この問題が社会的関心事とはならない、つまり、確立した原則に間違いなく反するものであろう。Walter Lippman の言葉を思い起こしていただきたい。

「出版の自由の原理とは、真実がいかなる場合でも完全または完璧に示されることではなく、真実が自由な討論から生まれるということである」。

上記の理由から、本法廷は仮差止命令の申請、すなわち IA No. 9089/2010 は不履行としなければならず、棄却されるものとみなす」。

## 無料商標検索／商標登録料値上げ

商工省は、2010年12月29日付け官報を通じて、2002年商標規則に関する以下の変更を通知した。

### 1. 商標検索：

現在、商標検索は無料でIPOの公式ウェブサイトにおいて利用可能であり、フォームTM-54およびTm-71に記載の商標規則2002の第24条に基づき商標検索を公式検索登録機関に要請することはできない。

2. 1クラスに含まれるモノまたはサービスの指定のための商標登録出願費用を、**2500ルピー**から**3500ルピー**に増額する。この改定は通知の日付（2010年12月29日）から有効である。2010年12月29日以降に商標出願を行った出願人／代理人は、通知日から本通知の発行までに行われた1出願毎に**1000ルピー**の不足額を**2011年1月30日**までに納付すること。

## ブランドいじめっ子

近年、中小企業は、大企業の商標に欺瞞的に似せた商標を使用しているとして、大企業からの高額な訴訟または訴訟の威嚇を受けている、あるいはそれに直面せざるを得ない状況にある。そうした中小企業らから、大企業は単なる「ブランドいじめっ子」だという苦情が頻繁に寄せられるようになった。

ブランドいじめっ子とは、明らかに実際には商標権を侵害していない、あるいは同じクラスのモノ／サービスで「いじめっ子」と競合さえしていない者に対して、商標権を行使するために資産の規模を不当に利用する商標保持者のことを指す。ではいったい何が「正当なのか」。

つまり、モンスターケーブル社の製品は、モンスターレストランだとかモンスターグリルを問題にすべきではないのか？（<http://forums.digitalpoint.com/showthread.php?t=65584>）

ブランド名の罪のない使用が類似の名称を有する企業によって異議を申し立てられると思われる例も数多く見つかるだろうが、商標保有者は自らの財産を確保しようとしており、法律は権利を無視する人々を好意的には見ないということを覚えておかねばならない。

無許可のソースによるブランドまたはその変形の継続的かつ大量な使用は、本来の商標所有者の独占的財産とみなされなくなる程度までその商標を一般的にしたり、希釈化したりすることができる。好適例を挙げると、インドで「Zerex」は、コピーを示すために大衆および業界で一般的に使用される言葉である。「xerox」はもはやZerex社の独占的財産ではない。

この問題または問題の自覚は活発化しつつあるようだ。USPTO はブランドいじめっ子が問題であるか否かについて一般からの意見と情報を求めた。米国では、2010 年の商標技術適合補正法にしたがい商務長官は、知的財産執行調整官との協議の下、「1) 商標保有者に付与された権利範囲の妥当な解釈を超えて商標権を行使しようとする企業の訴訟戦術によって、小企業が損害を受け得る程度、および (2) 商標を保護し偽造を防止するための連邦政府の最善利用」に関して調査報告を行わねばならない。この件について USPTO は一般大衆からの情報を求めている。こうした概念はインドではまだ存在していない、あるいは周知されていないと思われる。